【規程番号　神女大短Ⅶ－003】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学外特別講師による授業計画願取扱内規

（目　的）

第１条　この内規は、学外特別講師（以下「学外講師」という。）による授業計画願に関する取扱いについて定める。

（授業の種類）

第２条　学外講師による特別授業を申請できる授業は次のとおりとする。

２　学部における授業の種類を以下のとおり分類する。

(1) 学部（学科）における授業

ア　専任の教員が担当する授業として計画されている授業科目にあって、授業内容に変化を与えることを意図して行うもの。

イ　授業の形式がオムニバス形式で計画されているもので、授業計画書（シラバス）にその授業計画が記載されているもの。

ウ　授業計画書（シラバス）において当初から計画されているもので、実技・実演や特殊技能等を見学・体験させることを目的とするもの。

エ　その他

(2) 大学院における授業

ア　その分野における最先端研究成果の紹介を目的とするもの。

イ　その他

（授業回数）

第３条　学外講師が担当する授業回数は次のとおりとする。

(1) 前条第２項第１号ア目に規定する授業にあっては、半期に１回相当とし、複数クラス開講科目も対象とする。なお、授業の合計時間数が１回（105 分）を超えない範囲で複数回の授業を担当することができる。

(2) 前条第２項第１号イ目及びウ目に規定する授業にあっては、授業計画書（シラバス）にその計画が明確に記載されている回数とする。

(3) 前条第２項第２号に規定する授業にあっては、所定の手続きに基づき申請された回数とする。

（手　続）

第４条　第２条に規定する授業の種類ごとにその認定手続を以下のとおり定める。

(1) 第２条第１号に定める授業計画については、前期分については前年度の２月末までに、後期分については当年度の７月末までに教務事務部教務課に提出する。

(2) 第２条第２号に定める大学院の授業計画は、様式第２号により、原則として当該授業の開始１か月以上前までに教務事務部教務課に提出するものとする。

（申請書の様式）

第５条　「学外特別講師による授業計画願」の申請書様式は学部（学科）用と大学院用を様式第１号及び様式第２号として各々別に定める。

（認　定）

第６条　提出された学外講師による授業計画については、申請件数並びに内容を審査のうえ、予算の範囲内で関係部局長が実施を認定する。

２　学外講師に関する予算については、学科共通教育費等として措置する。

（認定の通知）

第７条　前条における認定結果については、教務課より担当教員に通知する。

（報　酬）

第８条　学外講師に対して別表に定める報酬額及び交通費を支給する。

２　学外講師を招聘するにあたり、報酬の増額が社会通念上、特に必要と認められる場合は、その理由を付したうえで計画を申請することができる。

（申請内容の変更）

第９条　学外講師の授業計画に変更が生じた場合は、第４条に基づく申請手続きを経て、関係部局長の認定を受けなければならない。

（内規の改定）

第10条　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この内規は、令和６年４月１日より施行する。

２　この内規の施行に伴い、神戸女子大学学外特別講師による授業計画願取扱内規及び神戸女子短期大学学外特別講師による授業計画願取扱内規は廃止する。

附　則

この内規は、令和６年７月 11 日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、令和８年６月 11 日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

授業時間数	報酬１	報酬２ （交通費相当）
1/4 回	5,000 円	上限 3,000 円
1/2 回	10,000 円	
１回	20,000 円	

※１　報酬２は、実費相当分（千円単位）上限３千円

※２　報酬額は報酬１と報酬２の合計額とし消費税込み源泉徴収税額抜きの金額とする。

※３　遠隔授業での出講の場合は、報酬１のみとする。